

青梅市学童保育所の指定管理者の指定について

青梅市学童保育所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

1 公の施設の名称

青梅市第二学童保育所

青梅市第四学童保育所

青梅市第七学童保育所

青梅市成木学童保育所

青梅市友田学童保育所

2 指定管理者となる団体

東京都青梅市東青梅一丁目 1 7 7 番地 3

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで